

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱

平成24年1月1日制定
令和元年6月3日最終改正

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、市民の意見を聴取するプロセスについて必要な事項を定めるとにより、本市の施策の立案過程において市民等の市政への参加機会を拡大させるとともに、行政としての説明責任を果たすことにより、透明で開かれた市政運営を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見聴取プロセス

本市の施策の立案過程において、立案しようとする施策の基本的な考え方、当該施策の立案の着手から意思決定までの手順等を公表し、当該施策に関する市民等の意向及び意見（以下「意見等」という。）を聴取する機会を確保し、当該意見等を踏まえて当該施策の内容を検討し、意見公募手続を実施する一連の手続をいう。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(3) 市民等

尼崎市政に関心がある全ての者をいう。

(4) 意見公募手続

本市の施策の立案過程において、施策の案（趣旨、目的、背景等を含む。）を公表して当該施策に対する市民等の意見を公募するとともに、当該意見の概要及び当該意見に対する本市の考え方を公表する一連の手続（パブリックコメント）をいう。

(対象)

第3条 市民意見聴取プロセスを経る必要がある施策は、次のとおりとする。

(1) 本市の基本的な制度、計画等の策定又は改廃

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則等の制定又は改廃

(3) 前2号に掲げる施策以外の本市の主要施策

(4) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、施策が次に該当するときは、当該施策は、市民意見聴取プロセスを経ないことができる。この場合において、第3号に該当することにより市民意見聴取プロセスを経なかった施策については、実施機関は、速やかに、その理由及び当該施策の内容を公表しなければならない。

(1) 法令に基づく制度の新設又は改廃に係る施策で、本市に裁量の余地がないもの

(2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されているもの

(3) 緊急を要する施策その他やむを得ない理由があると認められるもの

(市民意見聴取に係る施策の概要及び政策形成プロセス計画書の公表)

第4条 実施機関は、施策（第3条の規定により市民意見聴取プロセスを経るものに限る。以下同じ。）の立案の着手段階において、当該施策の現状、課題等が記載された書類（様式1）及び当該施策の立案の着手から意思決定までの手順等が記載された書類（様式2）を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR 尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、各図書館その他実施機関が指定する場所における閲覧、本市ホームページへの掲載等によって行うものとする。

3 実施機関は、前項の規定により同項に規定する書類を公表しようとするときは、あらかじめ、政策推進会議の意見を聴かなければならない。

(市民意向調査の実施)

第5条 実施機関は、前条第1項の規定による公表をしたときは、市民等の意見等を聴取するための手法で次の各号に掲げるもののうちから、施策の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

- (1) アンケート
- (2) タウンミーティング
- (3) ホームページによる意見募集
- (4) ワークショップ
- (5) その他市長が別に定める手法

2 市長は、より効果的な市民等の意見等を聴取するための手法について、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

3 専門性が高い等の理由によって、実施機関がその効果を十分に発揮できないと定める施策については、市民意向調査を省略することができる。

(聴取した意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、前条第1項の規定により意見等を聴取したときは、当該意見等に係る施策について、当該意見等を考慮して検討を行わなければならない。

(意見公募手続の実施)

第7条 実施機関は、施策を策定しようとするときは、あらかじめ、意見公募手続を行うものとする。この場合において、実施機関は、当該施策に係る次に掲げる事項が記載された書類（様式3）及び当該施策に対する市民等の理解を深めるために必要な資料を公表し、当該施策に対する市民等の意見を公募しなければならない。

- (1) 施策の概要、背景・問題点、対応策等、第5条第1項の規定により聴取した意見等の概要、当該意見等を踏まえた施策の検討経過、その他施策の立案に至った本市の考え方等
- (2) 第10条第1項の規定による意見公募手続の結果の公表時期及び公表方法、施策実施までのスケジュール等

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(意見公募手続における意見書の提出期間等)

第8条 前条第1項後段の規定による意見の公募に対する意見書(意見が記録された電磁的記録を含み、書類を作成することができないやむを得ない理由があると実施機関が認める場合にあつては、意見が収録された音声ファイル等で実施機関が認めるものをいう。以下同じ。)の提出期間は、同項後段の規定による施策の公表の日から20日以上の間で、実施機関が定める期間とする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、当該期間を7日間まで短縮することができる。

- 2 意見書の提出は、実施機関に対し、郵便等、ファクシミリ若しくは電子メールにより送付する方法又は持参する方法とする。
- 3 実施機関は、意見書を提出しようとする市民等に対し、当該意見書への住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地及び名称並びにその代表者の氏名)の記載又は記録を求めるものとする。
- 4 実施機関は、前条第1項後段の規定により公表する施策の名称、概要及び公表場所、第1項の意見書の提出期間、提出方法等について、市報等により広く市民等へ周知を図るよう努めるものとする。

(意見公募手続における意見の取扱い)

第9条 実施機関は、意見書に記載又は記録された意見(以下「提出意見」という。)を考慮して施策を策定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により施策を策定しようとするときは、あらかじめ、政策推進会議の意見を聴かななければならない。

(意見公募手続の結果の公表等)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定により施策を策定したときは、速やかに、当該施策の内容、当該施策に係る提出意見の概要、当該提出意見に対する本市の考え方その他必要な事項(以下「意見公募手続の結果」という。)を公表しなければならない。この場合において、意見公募手続の結果の公表期間は、その公表の日から20日以上の間で、実施機関が定める期間とする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
- 3 実施機関は、第1項の規定により公表する意見公募手続の結果の概要、公表場所、公表期間等について、市報等により広く市民等へ周知を図るよう努めるものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民意見聴取プロセスについて必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
(尼崎市市民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱の廃止)
- 2 尼崎市市民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱(平成15年7月1日市長決定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に策定する施策について適用する。

4 前項に定めるもののほか、施行日において現に立案過程にあると認められる施策について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

(様式1)

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名:

(副題)

(必要に応じてサブタイトルを設けてください。)

【例:〇〇計画の改定について(△△の見直し)】

局課名:

施策の目的	
現状・背景	(これまでの取組状況について、実績などを示しながら、記入してください。)
課題	(現状に基づき、解決しなければならない問題点や、対応すべき課題の内容について記入してください。)
施策の策定にあたっての考え方	(問題点、課題に対して、どのように考え、どういった手法で対応していくかについて、記入してください)
意見を聴取するポイント	(どの部分で特にご意見が頂きたいのか、市民意見を聴取する理由を具体的に記載してください。) ※複数案も含めて記載してください。
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	(今後予定されている市民意向調査の実施手法及び実施時期について、具体的に記載してください。) ※ステップ2を実施しない場合はその理由を記載してください。
お問い合わせ先	〇〇局〇〇部〇〇課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁〇館〇F 電話番号(TEL) ファクス(FAX) メールアドレス(Eメール)

政策形成プロセス計画書

案件名：〇〇計画の改定について(〇〇の見直し)

局課名：〇〇

【令和 年 月 日公表・更新】

策定段階	ステップ1 (施策の概要等の公表)	ステップ2 (市民意向調査及び素案の策定)	ステップ3 (パブリックコメント実施)	ステップ4 (意見を踏まえて最終的な市の案を策定)	ステップ5 (パブリックコメント結果公表)	その後の取組
	令和〇年〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
市民意見の聴取(☆)	<p>(1)概要公表 ・施策の概要 ・政策プロセス 計画書</p> <p>〇〇審議会 ①の開催 ・計画改定の概要(方向性や途中経過等)を報告 ・市民アンケート実施内容</p>	<p>市民の方にご意見を 募集するタイミング(1回目) 【熱度が低い段階】</p> <p>(2)①市民意向調査 ・アンケート (あまがさき市政 アンケート) (郵送:無作為抽 出)</p> <p>(2)② タウンミーティング (2)③ホームページに よる意見募集 (2)④ ワークショップ</p> <p>〇〇審議会 ②の開催 ・市民意向調査の報告 ・素案のたたき台を示し 審議を進める</p>	<p>市民の皆様にご意見を 募集するタイミング(2回目)</p> <p>(3)パブリック コメント募集 ・素案 ・パブリック案件 概要</p> <p>〇〇審議会 ③の開催 ・パブリックコメント内容報告 ・成案化に向けて 審議を進める</p>		<p>(4)結果公表 ・パブリック 募集結果 ・案(成案)</p>	
〇〇審議会						
行政内部 計画の改定作業	<p>政策推進 会議① ・施策の概要 ・政策プロセス 計画書</p>	<p>〇〇審議会 ②の開催 ・市民意向調査の報告 ・素案のたたき台を示し 審議を進める</p> <p>政策推進 会議② ・素案 ・パブリック案件 概要</p> <p>案の 完成</p>	<p>〇〇審議会 ③の開催 ・パブリックコメント内容報告 ・成案化に向けて 審議を進める</p> <p>政策推進 会議③ ・パブリック 募集結果 ・案(成案)</p> <p>案の 完成</p>			<p>計画に 沿った 事業推進</p>

※市民意見聴取プロセス関連の取組(☆)は、随時、市報や市ホームページなどでお知らせします。

・市内関係部局・関係団体等との調整・見直し作業
・市民アンケートやパブリックコメントに寄せられた意見を整理し、反映を検討

(様式3)

パブリックコメント案件概要	
案件名:〇〇計画の改定について(〇〇の見直し)	
1. 施策の概要	
2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など	
3. 目指す姿・対応策など (施策実施にあたっての基本的な考え方を記入してください。また、重点化項目等があればあわせて記入してください)	
4. 施策の対象範囲・期間など (対象となる市民の範囲(例:0~3歳児の保護者)、施策の実施期間などを記入してください)	
5. 市民意向調査の概要 (市民意向調査の概要、寄せられた意見等を記入してください)	
6. 施策の検討経過	
(1) 素案検討過程での主な論点 (市民意向調査や検討会・審議会などで議論し整理した主な「論点」を記入してください)	
(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由 (策定過程で方向性の分かれ目となって比較検討した項目<いわば複数案>があるはずなので、その主な項目、及び素案に反映した理由を記入ください)	
7. 今後のスケジュール (パブリックコメントの募集結果を公表する時期や公表方法、施策実施までのスケジュールなどを記入してください)	
8. 添付資料	
9. お問い合わせ先	
〇〇局〇〇部〇〇課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁〇館〇F 電話番号(TEL) 、ファクス(FAX) メールアドレス(Eメール) 	